

JP ドメイン名紛争処理方針(JP-DRP)およびその手続規則の改正以外の事項の報告

2018 年度 DRP 検討委員会の報告書にある、以下の事項への対応の件

今後 DRP に関して以下の更なる検討および対応が必要だと考えます。

- ① 現在、JP-DRP と UDRP には規定に差異が生じている部分が散見されるため、これをどう整えるべきか（レジストリ/レジストラによる公開代行サービス事案への対応規則（改定）の必要性の検討を含む）。
- ② パネリスト候補者への JP-DRP および手続規則の過去の改定およびその内容の周知（シンポジウムや研修会の開催）等。

<2019 年度検討委員会での対応>

- ① 今年度の DRP 検討委員会では、主に、電子化することによる対応、および和解時のプロセスの明文化について、JP ドメイン名紛争処理方針(JP-DRP)およびその手続規則の改定を実施するよう提言を行うこととした。
公開代行サービス事案については、本年度の検討においては、真の登録者が明らかでなく、かつ、情報公開代行サービスを提供する事業者が応答しなかった場合に、現時点では、運用で対応することとし、対応規則改正の必要性は認めなかった。
- ② 2019 年 7 月 29 日にパネリスト候補研修会を開催した。
2020 年 7 月 10 日にシンポジウムの開催することを決定し、開催に向けて検討を行った。
- ③ 2019 年度に新たに発生した事案である、「申し立て中のドメイン名に対する差し押さえなどへの対応の件」についても検討を行ったが、現状のルールの中で、DRP を優先し、淡々と裁定を実施することで問題がないとして、対応規則改正の必要性は認めなかった。しかし、JPRS の意向も含め、政策的な対応をさらに検討する必要があるれば、別途検討することとした。

以上